

令和3年度第2回「はばたきプラン21」推進会議 会議録

日 時 令和3年9月30日（木）14時～

場 所 台東区生涯学習センター 4F・403・404会議室

出席者 平沢会長、皆川副会長、池谷委員、植武委員、三枝委員、油木委員、根岸委員、
米山委員、牧田委員、宇田川委員、大西委員、小嶋委員、佐藤委員、長谷川委員、
事務局：野村総務部長、三澤人権・男女共同参画課長、川田情報政策課長、
近藤人権・男女共同参画課担当係長、鈴木男女平等推進プラザ長、
大石男女平等推進プラザ主事、

（午後2時00分 開会）

1. 開会
2. 会長あいさつ

平沢会長 本年度第2回目の会議を始めます。

前回に引き続き、様々な問題を、これから議論してまいりますけれども、まず今回は傍聴のご希望の方がいらっしゃるのので、皆様にお諮りします。

事務局（人権・男女共同参画課長） それでは開会に先立ちまして、本日の傍聴についてお諮りさせていただきます。本推進会議では、条例施行規則の第5条4項で、「推進会議を傍聴しようとする者は、会長に申し出るものとする。」と会議の公開を定めております。本日の会議につきまして、3名から傍聴の申込みがございましたので、お諮り申し上げます。

平沢会長 本日は、別段個人的な情報に関わる問題もありませんし、一般的な話でございますので、傍聴を許可したいと思います、いかがでしょうか。

（異議なし）

（傍聴者入室）

○配付資料の確認

○出席委員の確認

3. 議事

(1) 議事要旨の確定について

平沢会長

それでは、議事に入ってまいりたいと思います。前回会議の議事要旨を確定していくことですので、事務局のほうでご説明ください。

事務局（男女平等推進プラザ長） それでは、ご説明いたします。

議事要旨といいますのは、令和3年度6月24日に開催いたしました令和3年度第1回の会議の議事録についてでございます。令和3年8月19日付で議事録をお送りさせていただいております。こちらが議事要旨の扱いとなります。参加された委員からのご意見がございませんでしたので、本日、机上に修正なしの状態をさせていただいております。つきましては、この議事要旨をこの場で確定させていただき、会議終了後に、ホームページ上でも公表させていただきますので、何かございましたら、本日中に男女平等推進プラザへご連絡のほど、よろしくお願いいたします。

平沢会長 8月19日に発送してくださっているということで、私も目を通しましたが特に問題はありませんでした。皆様からのご意見はなかったということですので、このまま確定ということでもいいのですが、念のため、皆様方、今日ご覧になりまして、何かありましたら、今日中に事務局にお申出くださいということです。

では、この件については以上のようなことでございます。

(2) 第1回会議における質疑について

平沢会長 第1回の会議について、いろいろな質疑がございました。オンラインのシステムなどのことについて、いろいろなご意見がありました。こちらについて事務局からご説明ください。

事務局（総務部長） 前回の会議におきまして、委員の皆様から、Wi-Fiについてなど、様々なご意見をいただきました。まずはそのことにつきまして、ご報告をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局（人権・男女共同参画課長） 始めに、前回意見のございました第4次計画の進捗状況のまとめの資料を、新任の委員の皆様へ配付してはどうかのご意見をいただきました。

前回会議の終了後に、事務局から新任委員の皆様へ送付をさせていただいたことをご報告

させていただきます。

続きまして、前回の会議で、皆様方から多面的にご質問をいただきました台東区の情報化推進の現状につきまして、本日は台東区情報政策課長が来ておりますので、現在の進捗状況についてお話しさせていただきます。

川田情報政策課長 本日は私から、台東区の情報化推進についてご説明をさせていただきます。まず、先ほど、会長がおっしゃられました前回の会議の中で、台東区のシステムが遅れているというようなご意見を頂戴しましたことを、事務局より伺っております。ご不便な点おかけしましたことを、お詫び申し上げます。

区といたしましては、ウェブ会議の仕組みを、昨年8月より会議や講座等で活用できるようにということで取り入れております。約1年経過をしまして、ウェブ会議における全庁的な改善点というものの意見を集約しております。例えば、本日のようなオンラインとオフラインを融合させたような会議にも対応できるように、このようなモニターだとか集音マイクなどの環境整備も整えているところでございます。

しかしながら、操作などの部分で、これからという部分も多々ございますけれども、我々としても、引き続き環境の充実と職員の操作スキルの向上にも努めてまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。まず最初に、オンラインの会議の件について説明を申し上げます。

それでは、今日、私がここへ参った、本題の台東区の情報化推進について説明をさせていただきます。

現在、コロナ禍の中で、社会全体でも、デジタルを様々な場面で活用していく、働き方や暮らし方をデジタルの力で変革していく、といったデジタルトランスフォーメーションという動きが、社会全体の中で進んでおります。台東区におきましても、そのような社会変化を捉えた行政運営をしていかなければいけませんので、今年度から5年間の計画となります台東区の情報化推進計画を策定して、新たな日常や生活に対応した区民サービスの向上といったことを基本目標に上げながら、台東区のデジタル化に取り組んでいるところでございます。

この計画を少し取り上げますと、計画策定に当たって、区民の皆様1,500人から、区の注力すべき情報化はどのようなことが望まれますかということで、アンケートを取りました。そうした中で、電子申請やオンライン申請を活用してみたい、といった声が多く上がりました。今現在の台東区の電子申請の状況ですが、現在140の手続においてオン

ライン化を行っております。これを今後5年間、毎年70手続ほど増やししながら、オンライン手続の拡充を進めていきたいと考えております。

また、例えば、皆様が区役所にお越しいただくときに、よく取られる住民票の写しや課税証明書などの、手数料が発生する手続もオンライン決済と組み合わせる形で行っております。可能であればパソコンで必要事項の入力をしていただいて、後はクレジットカード決済でオンラインで決済を済ませれば、役所に出向くことなく、郵送で証明書が届くといったサービスも8月から開始をしております。実際に1か月間で、課税証明書は100件ほど申込みがあったような状況です。

また、この調査の中で、区民の皆様から利用したいというお声があったもう一つ大きなものとして、キャッシュレス決済がございます。今、様々なところでキャッシュレス決済が普及していると思いますが、台東区におきましても、本年の3月に区役所1階の窓口、あとは、保健所、中央図書館は池波正太郎の記念文庫で使えます。ほか、今年度に入りまして区民事務所や分室でも、キャッシュレス決済を始めております。あとは、朝倉彫塑館や樋口一葉記念館といった台東区の文化施設でも、キャッシュレス決済を順次導入しております。

また、皆様がお使いになられることもあるかと思いますが、公共施設の利用予約をするときに、台東区では公共施設予約システムというものがございます。これが実は、一度予約をしていただいて、本予約をするときに1回、区民事務所や区民館などの窓口にお越しいただかないと本予約に進めないというような、ご不便をおかけしております。今、この公共施設予約システムの改修を行ってしまして、今後は施設予約をウェブから行っていただいて、そのままオンラインで決済をしていただければ、後は利用日当日にお越しただくだけで構わないというような仕組みの準備を12月開始予定で進めているところでございます。

今、電子申請やキャッシュレス決済を申し上げました。ほか、もう1点だけ申し上げますと、区民の方から注力すべき情報化として声が上がったこととして、防災分野で情報化を進めてほしいというようなものがありました。これにつきましては、危機・災害対策課と連携を取りまして、地震のほか、風水害にも対応できるような様々な機能を搭載するように、防災アプリの機能強化を図っているようなところでございます。

防災にとどまらず、福祉、産業、文化、教育といった様々な部分で取り組む情報化について、この情報化推進計画の中でまとめさせていただいております。

また、この計画の中には、デジタルデバイド対策、ICTを使うことが難しいといった方たちに対する、例えば講座や研修会なども充実していきますといった内容も盛り込んでおります。この計画を推進しながら、しっかり台東区の情報化を進めてまいりたいと思いますので、どうぞ、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

平沢会長 今日の本題とは違いますが、この生涯学習センターに無線LANは入っていないのですよね。

事務局（人権・男女共同参画課長） それでは私のほうから、Taito Free Wi-Fiの設置状況についての説明をさせていただきます。

台東区が設置しますTaito Free Wi-Fiは、台東区の無料公衆無線LAN環境整備方針というものを策定し、運用させていただいております。この整備方針の中で、設置目的を、まず一つ目に防災目的として発災時の避難所となるため、二つ目に観光目的として区内外からの来街者の方の情報収集のために設置する、この二つの目的で運用させていただいております。確認いたしましたところ、現時点で、男女平等推進プラザがございます生涯学習センターには、防災目的とするものと観光目的とするものの2種類が設置されております。アクセスポイントですけれども、1階のフロア及び外にあります観光案内板にアクセスポイントがございまして、半径30メートルの範囲で30人までの常時接続というものになっております。このため、生涯学習センターでは、1階のフロアのアクセスポイント付近以外では接続されにくい状況になってございます。

現在、男女平等推進プラザには、情報コーナー付近に1台、施設に来所された方が利用できるインターネット接続可能なパソコンを設置しております。しかし、この企画室や情報コーナー、活動交流コーナーには、こちらで利用できる無線LANはない状況になります。区では現在のところ、区内公共施設におきまして、こちらの整備方針に基づき、防災及び観光用途以外のTaito Free Wi-Fiの運用はしておりません。ですが、いただいておりますご意見も踏まえまして、関係する庁内部署と各施設の現状における課題や利用のされ方などを、まずは共有させて、協議してまいりたいと考えております。

一つ補足の情報として、区が設置するTaito Free Wi-Fiは区内公共施設や公園などを全て含めまして、現在79か所に整備をしている状況になります。

以上です。

平沢会長 何かご質問はございますか。

長谷川委員 デジタル化や電子マネー等について、講習会などを開いていただけるとのことですが、台東区は高齢者だけの所帯とか独居の人が多いため、より緻密に情報を発信していただくと助かります。そのお知らせですと、“できない”で、我々高齢者は終わってしまうと思いますので、それ以上に突っ込んで、講習などを、取りかかりやすいようにしていただくとありがたいです。我々の年代になりますと、講習会があって、いろいろと用意をしていただいても、そこまで足を運ぶ力もなかなか起きないことがありますので、その点を少しご理解いただいて、もう少し簡単に出席できるようにしていただくと、今の時代に少しでも乗っていけるのではないかと思うので、よろしく願いいたします。既にしていらっしゃるのわかりますが、講習会のお知らせを見て、申し込もうと思っても、二の足を踏んでしまうような状態のように思います。我々高齢者にも、少し強引にでもいいですから、お教えいただけるとありがたいと思います。

小嶋委員 丁寧な説明をいただきまして、ありがとうございます。現場でどのようにこれから推進されるのかということがよくわかりましたので、一つ安心できる場所でもありました。

その上で少し気になりましたのが「はばたき21」を含めた施設がどのようにネットワークの環境を提供するのかというところです。フリーWi-Fiの本来の目的と、必ずしも一致しないところもあるかと思えます。Taito Free Wi-Fiかどうかに関わらず、今はネット環境を整えることが区民との重要な情報の接点になっていて、例えば性的被害や貧困問題、学校でのいじめなど、いろいろなことの相談をする窓口として「はばたき21」を利用していただこうとすると、インターネットが使えることは非常に大きなメリットだと思いますので、ぜひ、その枠を超えて検討いただければと思います。以上です。

事務局（人権・男女共同参画課長） 私のほうから先ほど申し上げましたとおり、各施設によって利用のされ方や目的も異なってきますので、男女平等推進プラザにつきましても、ただいまいただいているご意見も含めまして、各施設を所管する所管課や情報セキュリティの所管課と、施設ごとの課題や利用のされ方を共有させていただいて、庁内で進めていきたいと考えております。

平沢会長 セキュリティーの問題や情報格差の問題など、課題が非常に多いけれども、やらなければいけない方向で大変だと思いますが、よろしく願いいたします。

皆川副会長 1階の中央図書館の中にはフリーWi-Fiが入っているのでしょうか。

川田情報政策課長 図書館は別立てで設置しております。

皆川副会長 そのような意味では中央図書館は、こちらの建物の中のフリーWi-Fiについては特に考えなくてもいいのですね。フリーWi-Fiの設置目的は防災と観光ということであるならば、生涯教育施設に電波環境やインターネット環境というアプローチをしていただく必要があるということではないかと思います。そのような整理の仕方ではないのでしょうか。

平沢会長 そうですね。おっしゃるとおりで、設置をするための機能を少しだけでも増やしてもらおうと使い勝手がよくなるということでしょうね。

皆川副会長 ですので、生涯学習センターにも今はないということでしょう。

平沢会長 生涯学習センターの5階には入っていないのでしょうか。

事務局（人権・男女共同参画課長） 届いてはおりません。

皆川副会長 図書館にあるのでしたら、それぞれの施設にもあるといいのではないかと思います。

平沢会長 台東区が今、デジタル化に向けて一生懸命に頑張り始めたというような話を聞きました。ありがとうございます。

それでは、先へ進みたいと思います。

事務局（人権・男女共同参画課長） 続きましての質問にございます。

前回会議でオンラインを活用した相談についてのご質問をいただきました。先ほども少し触れさせていただいているところでもございますが、4月に、区役所の相談窓口を担う複数部署とともに行った女性支援のための相談会というもの、こちらの事業の中で、試験的ではございますが、オンラインでの相談を行わせていただきました。この際、プライバシーや、受付の体制などの課題が見えてきたところがございますので、ただいま相談事業の運用方法の見直しを進めております。具体的には男女平等推進プラザで行う相談事業のうちの、「こころと生きかたなんでも相談」でオンラインの相談ができるように準備を進めております。

また、相談事業とは少し離れてしまうんですけども、現在、台東区のホームページに、メールでの問合せ機能というものを昨年度から付与させていただいておりまして、利用者の方が閲覧したページから、直接その事業を担当する所管課へメールで問い合わせただけになりました。昨年1年間で、男女平等推進プラザを含む人権・男女共同参画課が受けた問合せのメールにつきましては、全部で10件になりまして、主に相談窓口

ついでの利用方法や、受け付ける相談内容についての問合せをいただいたところになります。

続きまして、前回の会議で、こころと生きかたなんでも相談、こちらの事業の実績をお示しした際に、相談を受けた分類の「生き方」という項目が、具体的にどういったものを指すのかというご質問をいただきました。本日お配りしております参考資料をご覧ください。A3のもので折り畳んだものになっております。

こころと生きかたなんでも相談につきましては、名前のとおり、非常に多岐にわたる内容を受け付けさせていただいております。相談される方も、複数の悩みや不安を抱えておられます。生き方の分類で、生き方を分類されている箇所が表の下段になります。左側に、大きく人間関係と本人の問題という掲げ方をさせていただいているんですけども、本人の問題の中の上から二つ目に、「生き方」を記載させていただいております。

こちら、生き方ですけども、重訴にあたる数字がほかの分類よりも非常に多いことが見られます。重訴とは、主な相談内容に付随して相談された内容となっております。具体的には、主な悩みを背景に、自分自身がこれからどのように生活をしていくか、どのように悩める相手と向き合っていくかなど、また、過去を振り返って、自分自身の後悔している念などを相談されるようなケースがございます。生き方の項目については、相談者本人の過去や将来における暮らし方など、不安や悩みの項目となっておりますが、どうしてもほかの分類よりも抽象的な表現となってしまいますが、こうしたように内容も多種多様であるため、現在、生き方というところに分類させていただきました。本日は生き方の中身について、少し詳細のところをお話しさせていただいたところになります。

こころと生きかたなんでも相談の回答は以上になります。

続きまして、フリーダイヤルの導入についてになります。

フリーダイヤルの運用に関しましては、現行の受付体制や受付の手順の見直し、またランニングコストやイニシャルコストなどの課題がございます。相談者の負担の軽減を図れるよう、フリーダイヤルの導入も含めまして、相談環境の整備につきましては、施設管理を担う部署また財政部署とも、我々男女平等推進プラザのほうで、協議してまいりたいと考えております。

前回会議での最後の質問の回答でございます。

生理の貧困に関する生理用品の配布について、区内小中学校における対応はどうかというご質問がございました。台東区の教育委員会に確認をさせていただいたところ、現在、

区内小中学校全てにおきまして、養護教諭を経由いたしまして、保健室にて生理用品が必要な児童、生徒に渡している状況です。学校としましては、生理用品を渡す際に児童、生徒の生活環境や、ストレスの状況などの聞き取りを行うことで、児童、生徒の一人一人の相談、悩みに寄り添うよう努めているところになっております。

また、現在区では、学校以外としましては、この男女平等推進プラザを含めまして、保健所や子ども家庭支援センターの公共機関などの区の相談窓口などで、希望する方に生理用品の配布を継続してお渡しするよう、取り組んでいる状況になります。

多くなりましたが、以上で前回会議の質問や意見についてのご回答をさせていただきます。

平沢会長 前回、質問をしてくださった方、ほかの方ももちろん構いませんが、今のご説明に何かご質問ございますか。

大西委員 よろしいでしょうか。

電話相談について、今ご説明がありましたが、相談する側においても、それから台東区においても、相談者のほうから携帯電話でかけられてくれば、区としても通信量等が負担になってくるのは当たり前のことだと思いますので、それは予算の範囲内でご検討いただくということで結構だと思います。ですが、この相談の方法について、例えばパソコンやスマートフォンを持っている方であれば、チャットで相談をして回答をそのまますぐ受けるというような方法が取れないのでしょうか。そして、時代を逆行するのかわかりませんが、手紙で質問をしたり、手紙が区へ届いたら担当者の方からその方に返事を出していただいたり、そのためには最初から、質問や相談の項目内容を事前に用意しておいて、そのフォーマットに従って質問していただくような形にして、スムーズに相談し、回答もできるというような方法も取れるのではないかということをご個人的に考えたこととして提案させていただきます。

もう一つ、せっかくこのようにいろいろなことに対して、相談ができるということに関して、どの程度皆様にご認識があるのかなと思いました。私はよく利用させていただいている区民館がありますが、そちらには、たくさん台東区の行事や制度についてのパンフレットが置いてあります。ですが、このはばたき21についてのパンフレットが全く置いていませんでした。このような区民館や区民事務所には様々な世代の方が、毎日結構な人数で出入りされているにもかかわらず、はばたき21の案内のパンフレットが置いていないというのは、少し残念な気がしました。こちらについてのご意見を少しお聞きした

と思います。

以上です。

事務局（人権・男女共同参画課長） まず始めに、ご意見をいただきました、チャットあるいは手紙を使った、区へのご意見やご質問については、現在、台東区の公式ホームページに、新型コロナウイルスに特化したものですが、チャットボットの機能を付けさせていただきますまして、こちらで簡易的な問合せについてはご回答できるような機能をつけさせていただきます。手紙につきましても、区政へのご意見やご質問がある方につきましては、区長への手紙ということで意見のほうを受け付けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それに対する区の考え方につきましては、メールや電話などの手段も用いさせていただきます。内容に応じて手紙という形でも回答をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、ご利用されている区民館に男女平等推進プラザのリーフレットがなかなか見当たらないというお話をいただきました。我々としても、台東区の皆様の男女平等の意識を向上させるためには、まず、この男女平等推進プラザの存在や活動内容は知ってもらわないといけないということです。パンフレットが見当たらなかったという言葉は、我々の周知啓発の至らない所だったと認識をさせていただきました。今後、現在も様々な公共施設をはじめとしたところに、はばたき21、男女平等推進プラザのリーフレット等は配布させていただきます。状況をより綿密にチェックさせていただきますながら、どのようなどころで見られているか、逆に見られていないかというところの分析を進めながら、啓発に力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○平沢会長 大西委員、よろしいですか。

○大西委員 結構です。

○平沢会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○皆川副会長 よろしいでしょうか。まず、オンラインで参加をされている大西委員の音声、遠隔の方は全員クリアに聞こえていたようですが、会場のこちらは音声の状況が悪くて、うまく聞こえていませんでした。何か対策をしたほうがよさそうですね。

「はばたき21」発行のメールマガジンがあるそうですが、これからはこの審議会の開催情報を載せていただくといいのではないかと思いますので、よろしくお願ひします。

○平沢会長 ありがとうございます。

今はちょうど過渡期で、このような状況ですし、情報化を進めようという中でも問題が出てきて、いろいろと大変だと思います。その点については、この後も新しい課題が出ると思いますが、乗り越えて行きましょう。

ほかにまだ課題がありますので、先へ進みたいと思います。

(3) 台東区各審議会における女性委員の参画状況調査結果について

事務局（人権・男女共同参画課長） それでは、ご説明させていただきます。

男女平等推進プラザでは、毎年度、台東区役所の各所管に対しまして、審議会等における女性委員の割合を調査しております。区の審議会等における令和3年4月1日時点の女性委員の比率は、現在26.4%となっております。昨年4月1日現在の数字が28.0%でしたので、今回1.6%ダウンしている状況になってしまいました。1.6%を昨年度の数値で考えますと、女性委員の人数が22人減ってしまったということになります。

この原因は、二つございまして、まず一つ目が、今年度調査を実施するにあたりまして、調査対象の審議会の見直しを行いました。見直しを行った理由といたしましては、会議の目的達成などの関係で終了している審議会が中に含まれていたため、になります。この結果、三つの審議会を除外いたしました。その除外いたしました審議会の中には、7割を超える女性委員の比率であった審議会などがあったため、結果的に総合計の割合も減少してしまったところが一つ目でございます。

また、二つ目の原因ですけれども、既存の調査対象の審議会の女性委員の減少が見られ、女性割合が減少した審議会が14審議会ございました。台東区役所全所管と、この調査結果は共有させていただいておりますが、特に女性委員の減少している審議会の所管課とは、個別に協議するなどを行い、課題と解決策やその分析の確認などをしております。

まだ分析結果は出ていませんが、今回の結果を受けまして、今後具体的な対策を至急検討し、台東区全体の女性委員の参画を一層進めていきたいと考えております。

平沢会長 ありがとうございます。

ひと頃に比べると、少しずつですが進んではいますね。女性委員の比率が10%を少し超える程度の時期がありましたので、その頃から見れば、大分よくなっているように思います。何かこのご説明について、ご質問あるいはご意見はございますか。

皆川副会長 よろしいですか。

女性委員の割合が減少した14の審議会は医療関係が多いようですね。

それぞれその理由はあるのでしょうか。

事務局（三澤人権・男女共同参画課長） 明確な答えにならないかもしれませんが、例えば医療関係の審議会ですと医療関係の団体に、推薦依頼を区からさせていただいております。その団体から選出される委員に女性がいない審議会も中にはございまして、どうしても女性の比率が上がっていない審議会は散見されることになります。

皆川副会長 今までは女性委員もいらしたわけですよ。女性委員ではなくなったので減りましたということはあまり理由として適切ではないように見受けられますので、担当課の方々のご見解など、何か出していただけるといいのではないのでしょうか。女性委員を増やしていただきたいということではありますので、そのために、減少の理由を調べないと増やすことにも困ると思います。担当課の方と共有をして、減少の理由を明らかにしていただければ、と思います。

ほか、女性委員の割合が低いままの審議会もあります。これは台東区だけではなくて、おそらく、全国的に低い審議会がありまして、それは、例えば都市計画や防災に関する審議会があげられます。こちらは国を含めたどの自治体でも低く、こちらが何度か申し上げても、増えない状況になっております。こちらも考えていただくようにしないとイケないと思います。

平沢会長 ありがとうございます。

女性委員の問題は、いろいろと課題がありますけれども、人権・男女共同参画課が、庁舎内についてはおそらく頑張られたのだらうと思います。何年か前はもっと女性委員の割合を示す数字が低かった印象があります。ですので、随分進んだ印象があります。今の副会長のお話を含めて、緩めずに引き続き頑張りたいというところでしょうか。よろしくをお願いします。

ほかに、今、この件で何かご質問ございますか。

(なし)

平沢会長 では、この次へ参りたいと思います。

(4) 「はばたきプラン21」進捗状況について

事務局（人権・男女共同参画課長） それでは、台東区男女平等推進行動計画「はばたきプラン21」の進捗状況につきまして、ご説明をさせていただきます。

本日の説明では、主な箇所のみさせていただくこととなりますが、委員の皆様におかれましては、後ほど資料全体にお目通しをいただきたいと存じます。

また、進捗状況表を作成するにあたり、この「はばたきプラン21」に掲載されている事業を所管する庁内の担当課に調査を実施いたしました。令和3年4月1日の現況をまとめたものが、この進捗状況表になっております。

「はばたきプラン21」に基づいた基本目標ごと、及びその施策ごとに、取組の方向性を定めております。

まず、基本目標1の「あらゆる分野への男女平等参画の推進」における、主な事業の内容は、情報誌「はばたき21通信」など様々な媒体を通じて男女平等参画に関する情報提供を行うことで、意識啓発や法制度の理解の促進を図ることを目的としております。令和2年度の実施状況ですが、ただいま申し上げました「はばたき21通信」、こちらは年2回、7,000部ずつ作成及び配布をしております。

実際、昨年8月に作成いたしました「はばたき21通信」は、第5次となる「はばたきプラン21」の策定に伴いまして、計画そのものの周知と併せ、ジェンダーギャップ指数、日本における現状の数値と、それに伴う女性の参画の重要性などを特集とさせていただきました。

3月に発行した「はばたき21通信」では、コロナ禍における若年女性の性暴力の実態や、もし被害に遭ってしまわれた場合の相談先などの情報を掲載したところになります。

続いて基本目標2になります。「職業生活における女性の活躍推進」、こちらの中で主な事業は、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定になります。この事業は、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む区内中小企業を、区がライフ・ワーク・バランス推進企業として認定し、独自の融資のあっせんや、区の広報、パンフレットなどによる認定企業の紹介を行うなど、企業またはその企業の取組自体を支援する事業となっております。

令和2年度は、新規6社、更新9社の計15社を認定させていただきました。認定する際の基準ですけれども、短時間勤務など柔軟な働き方を可能とさせているなどの子育て支援分野、こちらがまず一つ目になります。次に、年休取得促進を企業全体で奨励するような働きやすい職場づくり分野が二つ目になり、次に、介護休業に対応されているような介護支援分野、こちらが三つ目となりますけれども、こちら三つの視点で事業を実施してございます。

基本目標3、「誰もが安心して暮らせる環境の整備」の中で、主な事業は、配偶者暴力

相談支援センターの運営になります。

区が設置する配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者への支援や相談体制の充実を図り、相談を受けてから被害者が自立するまでの総合的な支援を、この事業で実施しております。

また、子ども家庭支援センターなどの関係機関との連携を常日頃から図ることで、児童虐待とDVが重複する事案に対しても、子どもの安全確保のため取り組んでいるところになります。

令和2年度の実施状況ですが、所管する相談事業におきまして、①こころと生きかたなんでも相談は延べ571件、②女性弁護士による法律相談は48件、③たいとうパープルほっとダイヤル、こちらは200件ちょうどになります。

主な計画事業の説明とさせていただくのはこの三点になりますが、このはばたきプラン21には全部で102の事業が構成されておりまして、全ての事業の2年度の実施状況につきまして、資料にまとめさせていただきました。

今回配付いたしました資料の進捗状況につきまして、委員の皆様から意見また評価をいただきたく、基本目標の施策ごとに評価欄を設けた用紙をお配りさせていただきました。本日のこの場では、施策1の評価様式のみ、お配りしているところですが、全ての施策につきましては記入用紙が整い次第、後日事務局から皆様に、郵送またはメールで送らせていただきます。

つきましては、資料の進捗状況表をご覧ください。うえて、意見などを施策ごとの評価欄のところに記載していただきたくお願いいたします。皆様から意見または評価をいただくスケジュールといたしまして、次回の会議が12月を予定しておりますので、まずは11月中を目途に意見を一旦集約させていただき、12月の会議の際には、評価の中間のまとめという形で、皆様に再度お示しさせていただきたいと思っております。その中間のまとめをご覧ください。うえて、改めまして委員の皆様から追加の意見、または評価を集約させていただき、来年の3月を予定している第4回目の会議で最終案を、改めて皆様にお示しさせていただきたいと思っております。

本日は計画事業の全てをご説明できておりませんので、この進捗状況表を見ていただきたうえて、各事業の詳細や内容などにご質問等ございましたら、あわせて事務局までご連絡いただければと思います。ただいま説明申し上げた評価までの内容やスケジュールにつきましては、詳細を1枚にまとめさせていただいた後に、評価用紙とともに委員の皆様へ、

後日、郵送またはメールで送らせていただきます。

事業の数が102、施策でいうと13ございますので、量が大変多く、委員の皆様につきましても、ご多用のところ大変恐縮ですが、何とぞよろしく願いいたします。

以上です。

平沢会長 今、ご説明がありましたように、皆様方で、ご自宅でこちらの資料をご覧いただきまして、お気づきになられたことがありましたら、場合によっては事務局に問い合わせ確認をしていただいてもいいですよ。12月の時点になると、もう少しまとまった厚いものが出てくるのでしょうか。

事務局（人権・男女共同参画課長） 12月の時点では、皆様から一旦集約させていただいた評価を資料に入れ込んだ状態で、中間のまとめという形でお示しいたします。

平沢会長 わかりました。意見があれば、12月までの間に事務局に申し出ればよろしいということによろしいですか。

事務局（人権・男女共同参画課長） はい。

平沢会長 資料「第4次台東区男女平等推進行動計画の進捗状況」につきまして、ご覧いただきましてお気づきになった点、何でも結構でございますので、メモを事務局にお届けくださると、12月の時点で集約をして、次回のこの会議で確認をするということになりますね。よろしいでしょうか。

今のご説明についてのご質問ございますか。

事務局（人権・男女共同参画課長） 事務局から1点補足させていただいてもよろしいでしょうか。

皆様からいただいた評価やその間にいただいたご質問、それに対する回答につきましても、全委員の皆様にご共有をさせていただきながら進めていきたいと思っております。

平沢会長 そうですね。一旦送ってもらったほうがいいですよ。確認を一度はするほうがいいですね。ありがとうございます。

何かございますか。

皆川副会長 よろしいでしょうか。計画策定後の審議会の仕事は、計画の下に台東区がどの程度進めているのかということについて、区から報告してもらった進捗状況をもとにやり取りをして評価をするということが重要なミッションです。そのために、この資料ができていくということですが、今の説明は、資料3としてこのような書式があって、その2枚目の最後にあるボックスを記載してくださいということを今言われたところになります。

す。記載するという事は、審議会としての評価を入れるということになります。この書式は全部で何枚あるのでしょうか。

事務局（人権・男女共同参画課長） 施策は13ございますので、13施策ぶんになります。

皆川副会長 これから私たちが13施策ぶんの評価を12月までに全部書かなくては行けない、ということですが、それは可能だと思いますか。

平沢会長 要するに、人によって記載内容に厚い薄いがあっていいので、興味のあるところは多く書く、そうではないところはあまり細かく書かない。これはしようがないですよ。それを集約して事務局でまとめていくということになります。

今、副会長は、要するに我々がすべきことをご説明くださったのですが、この審議会の一つの大きなテーマが、計画の策定にあたって意見をやる、推進計画の進捗状況をチェックするという事であることを確認してもらいました。この審議会は5年前まで年2回の開催でしたが、それでは無理ということで4回にしてもらいましたので、副会長がいらっしゃってからは年4回になっています。そのような意味では、今回は、少し進行が遅くて、残りが後2回で12月と恐らく3月にありますので、その間はぜひ事務局とやり取りをしながら埋めていきたいと思いますという話ですよ。

事務局（人権・男女共同参画課長） スケジュールにつきましては、会長がおっしゃったとおりになります。

皆川副会長から今ご発言ありましたように、やはり時間的にはどうしてもタイトなところがございます。我々事務局といたしましても、できれば早く評価をまとめていきたいところですが、今回初めてお示ししたというところ、また、12月までに、委員の皆様が全部で102の事業を細かく見られるかということ、それは無理なところがございますので、我々としては、12月までに全事業網羅して見ていただいたうえで、一旦のご意見をいただきたいと存じます。

ただ、12月までにいただいたご意見で確定ではなく、途中経過を我々でお示しして、さらに、ご意見や評価を変えていただいたり、説明や追加があれば、再度また、次の3月の会議までに改めて意見を集約させていただいて、「はばたきプラン21」推進会議の評価としてまとめさせていただきたいと考えているところになります。

平沢会長 昨年までですと、12月あたりまでに一旦、ご意見を集約しましたよね。けれど今年は最終的には3月という目標を考えておこうというご説明ですよ。

皆川副会長 評価をしなくてはいけないのですが、そのときの資料がこの男女平等推進行動計画進捗状況表ということですが、そうしますと、例えば先程のご説明の中に、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定という事業がありまして、認定15社で内訳が新規6社、更新9社と書いてあります。これは、どのような基準に従って認定しているのかという説明がありましたけれども、このような内容が、多くあるわけです。つまりこの資料を見ただけでは、細かいところが私たちにはわからないわけです。本当はこの場において、この事業は何ですかというようなやり取りというのができなければいけません。その対象が102事業ありまして、去年までそのような質疑をしてきていたのですが、全ての事業について、その担当課の方が来られるわけではないので、説明も難しいところがありました。しかし、今日は情報政策課の方に来ていただいて説明をいただきましたけれども、このようなことが本当はできればいいのだと思います。

そのためには、この102の事業説明を何回かに分けて、担当課の方に来てもらうというフォローアップができるようになってもらいたいと私は思っています。今年度実施することは無理かと思われませんが、工夫していただいて、進捗状況の評価をしていかないと実質的な評価にならないですね。

今までの状況では、資料3のボックスに案が書いてありました。事務局が作成した案についていかがでしょうかという話で、そのよきもありましたが、今回は白紙になっています。それは一歩進んでいるとお考えいただきたい。こちらで案を示して評価することはいいですよ、私たちがもっとやるべきというようなボールを投げていると考えていただければと思います。そうであれば、情報を得なければできないので、この場に担当の方を呼んでやり取りさせていただけるようにならないと、いきなり評価を書いてほしいと言われても困るということになってしまいます。

来年度以降になってしまいますが、やはりそのことを考えていただきたいと思っています。

平沢会長 今回は今のご説明のような理由で空白になっているのでしょうか。

事務局（人権・男女共同参画課長） ご説明させていただきます。

第4次計画までは、事務局案としてこちらの評価欄に案を入れた形で、委員の皆様には1回見ていただいたものを加除修正などをさせていただいて評価をつくっていきました。ただ、第5次となる新たな行動計画を策定したことと、やはり、事務局の案を委員の皆様が見られたときに、先入観のようなものが入る可能性もあります。我々としては委員の皆様

の率直なご意見をやはり吸い上げさせていただきたい、それを「はばたきプラン21」推進会議の評価としてつくっていきたいというところがございましたので、第5次の計画から、あえて案というものは記載せずに空白のまま、まずは進捗状況と資料2の行動計画進捗状況表をまず見ていただいて、ご質問等をいただきながら評価をいただきたいと考えております。

平沢会長 私は少しそのあたりは誤解をしていたと言いますか、もしそうだとしますと、この審議会全体会の中でできるのでしょうか。今のような形で進めるとしますと、計画をつくる時のように、小委員会を設けてその場で作成するなりしないと、無理だと思いませんか。先ほど、空白の箇所をあまり気にせず見ていたのですが、空白を埋めるということになりますと、そう簡単にはできない話ではないでしょうか。事務局が案をつくるのがよくないという話であれば、小委員会を設けて検討して書き込むということをしなないといけないのではないのでしょうか。今いらっしゃる委員方に、力があるとかないとかではなく、ずっとこのことに携わってきているわけではありませんので、例えば先ほどの、ワーク・ライフ・バランス推進認定企業の数にしても、私はずっと関わってきているので、どのような経緯があるのかわかっていますけれども、新たに來られた委員方はそのようなことも分かっていらっしゃるわけです。そうなりますと、やはり、この場で全て埋めていくというのは、まず、無理だと思います。

事務局で案をつくるのがよくないのであれば、小委員会を設けるしかないわけです。それは考えたほうがいいのかではありませんか。

事務局（人権・男女共同参画課長） 今、会長、副会長からご意見をいただきました。改めまして皆様の詳細をおまとめして、評価用紙をお配りするお話をさせていただきましたので、その間までに、再度、会長、副会長とご相談させていただいて、協議させてもらいながら、どのように進めていくのかを一緒にご検討にいただければと存じますので、よろしくお願いいたします。

皆川副会長 今年度の話ということですか。

事務局（人権・男女共同参画課長） はい。

平沢会長 小委員会を設けるまではいけないということであれば、やむを得ないですね。委員の皆様方には、まずは資料をお読みいただいてご理解いただくというところは、ぜひお願いしておきたいと思います。わからないことは事務局に聞いていただいて、その後で評価についてどうするかというのは、私たちも事務局と協力しながら書いていきたいと思

います。その書いたものを基にしながら、皆様方からご意見を頂戴するという形でまとめていきたいと思えます。

小嶋委員 わかりました。

進め方はこれから変わっていく可能性があるということですが、そもそも評価をする材料となる資料は、今いただいているものが、全てということでしょうか。

平沢会長 基本的にはそうですね。

事務局（人権・男女共同参画課長） お答えいたします。

本日のこの会議の場で提出させていただいているものは資料2の男女平等推進行動計画進捗状況表になりますが、この内容を見ていただくだけでは、やはり、先ほど副会長からお話いただいたように、基準や内容などの詳細がわからないと思えます。そのような内容につきましては、事務局へご質問いただくなり、ご連絡いただくなりして、こちらも答えていきたい、また、ご質問をいただいた内容と回答につきましては、次回会議の12月に実施いたします中間のまとめの際にも、全委員の皆様と共有していきたいと考えています。

小嶋委員 聞き方がよくなかったかと思えます。時間が経てば何か追加の資料が出てくるものなのかということをお伺いしたかったのです。特に評価なので、客観的な指標で見ていくためには、せめてこの数字の比較対照となるものがないと評価しにくいです。淡々と詳細を見ていくというのでは、誰がやっても評価しづらいと思うので、その情報は、待っていれば提供されるのか、あるいは1つずつ全部質問をしないといただけないのかというところをお伺いしたいと思えました。

事務局（人権・男女共同参画課長） お答えさせていただきます。

再度事務局から、評価用紙を皆様に郵送またはメールでお送りさせていただく際に、この資料2のみでは足りないものにつきましては、例えば比較対照できる数字や、事業の説明がより詳細にわかるようなものを、評価いただく際にお渡しするときと合わせて、一緒に何かをお送りさせていただきたいと考えております。どのようなものが添付できるかについては、至急検討させていただいて、評価様式をお渡しする際にはお手元に届くようにいたします。

事務局（総務部長） 繰り返しになりますが、皆様のおっしゃるとおり、この資料を見て評価をするということは、無理に近いというのが正直な感想です。そのような意味で、事務局としても、大変申し訳なく、ご提案につきましては、今、課長が申しましたように、添付資料のようなものを作成したいと思えます。例えば一つの事業の内容を、少しでもよ

りわかりやすいものを添付させていただいて、お送りさせていただくというような流れがよろしいかどうかを少し考えまして、ご相談をさせていただきます。

平沢会長 そうですね。私自身は、少し副会長とは違った見解を持っていまして、やはりこのような仕事は事務局でおやりくださったほうが良いと思います。最終的に私たちがこれでいいかどうかということをチェックする機関ではないかと思っています。このあたりは、また副会長ともお話をしますけれども、事務局はそのようなデータを基にして、文章を作り上げていく。これはやはり事務局の仕事だろうと私は思っています。それを我々がチェックするのが本筋ではないかと思っています。ただ、どうしてこのようになったのかというプロセスを私もまだよくつかんでいないですし、いろいろな経緯があったのだと思いますけれども、その経緯を踏まえて、副会長、それから私と事務局とで、そのあたりのお話をしませんか。そのほうが良いのではないかと思います。事務局の役割は、そのようなどころにあると思います。

少し、話がずれたかもしれませんが、そのあたりのことを含めて、事務局と私と副会長で、この後の進め方も少し検討しましょう。ですから、委員方には、今日はこの資料をお持ち帰りいただくけれども、いずれまた細かい資料が届くかもしれません。それらを基にして、少しお読みくださって、ご理解くださったこと、わからないことなどをメモにしておいていただくと、この審議会がスムーズに行くのではないかと思います。

平沢会長 小嶋委員、今のような進め方はどうですか。

小嶋委員 承知しました。目標値とせめて昨年度の同項目の実績、あるいは全国で同項目に関する数字が出ているのであればそれを並べるとするのは、追加で詳しい資料を出されるより、このエクセルの表に列を追加していくほうが、どなたでもすぐに評価がしやすくなるのかなと思いますので、含めてご検討いただければと思います。ありがとうございます。

平沢会長 ありがとうございます。

いずれにしても事務局は大変ですが、これは本務ですので、我々はそれをチェックするという仕事に注力したいと思います。

皆川副会長 計画では評価についてどのように書いてあるのか、それも後で見直さなければいけないけれども、確認をしようと思います。それから、数値目標は今までも掲げていたわけです。その関係で評価を行っていたはずでしょう。けれど、数値目標が取れるような資料自体がなかったではないかという話もしていました。そのことについて、これが

ら考えますというようなことも、昨年の末や前回の審議会のときも出ていて、出しますと
というような話でしたので、少なくとも、数値目標に関わるところの評価はしなければなら
ないわけです。そうするとやはり、材料は出していただかなければならないと思います。
評価は誰がするのかというと、外部の方がやるのですよね。

平沢会長 最終的評価はこの審議会で行い。そのための、いわば資料を作ってくれるの
が事務局という話です。評価をすることこそがこの会議の、ある意味では非常に重要なポ
イントですので、この点は誤解のないように申し上げておきます。事務局で評価をするわ
けではない。その評価のための資料作りが事務局の仕事であるということですので、ここ
は誤解のないようにしましょう。

皆川副会長 その評価の案を、文面で入れるのはやめますということをより前進してい
ると私は考えています。

その話もありますが、この資料2の進捗状況表について、1点申し上げたいことがあ
ります。

資料は表になっていて、評価を書く欄があります。

こちらは、担当課の方が書いていますが、実質的に評価が書かれているわけではありま
せん。見ていただければわかると思いますが、「ここまでできたからよかったです」、
「ここができませんでした」というようなことが書かれているわけではないのです。それ
では何がここに書いてあるのかということになりますので、評価ではなく、備考や説明と
いうようになるのでしょうか。つまり、最終的にこの審議会が評価をすることになるわけ
ですが、そのときに判断する材料となるような文言が、この評価欄に書かれているとみな
し得るので、この文言を評価とすることはやめたほうがいいのではないかと思います。

事務局（人権・男女共同参画課長） 今、皆川副会長がおっしゃっていただいたところ
は、資料2の表で言いますと、事業ごとに記載させていただいている中で、縦軸右から二
つ目の欄が、評価という形になっています。皆川副会長からご指摘いただいたように、こ
の評価欄に入っている担当課が作成した文言については、評価ではなく、委員の皆様から
評価をいただくにあたっての事業ごとの課題や成果などを書かせていただいています。こ
の欄の、いわゆる評価という表現が適切ではないというご指摘を私どものほうも受け止め
させていただきました。今回お出ししている資料2は、今出ているもので変えることはで
きないですけれども、今後、この欄の評価という表記については、変えるよう進めていき
たいと思います。

皆川副会長 例えば、課題などにさせていただいて、本当に課題だと感じていることについて書いていただくというようにしないと、P D C Aというものが回っていきませんよね。それは回していこうと思いますので、そのような意味でも、させていただくような形でお願いしたいと思います。

13の施策があって、それぞれにある目標を実現したいということですよね。そのために、施策があって、取組の方向性があるというように、ツリー構造になっています。目標と評価にどのような関係があるのかというようなことが起きがちですので、そのようなところを判断していただいたらいいのだと思います。本当は一つ一つやらなくてはいけないところでもありますが、しかし、大まかに考えたときに、基本目標があって、これを実現するというで考えていただければと思います。ご関心が強いところ、弱いところ、いろいろおありになるとと思いますので、その点を踏まえて見ていただいて、ご自身の審議会の委員としてのご経験など、様々なことに照らして、これは何なのかと調べていただくところがあると思います。そのようなところについて質問などを事務局に投げかけていただければと思います。くまなく見ることは、1か月～2か月程度ではほとんど無理に近いと思いますが、外部の方の目が入るということは極めて重要ですし、そのための審議会です。できる範囲で、目標の実現のためにこの事業は役に立っているのかというように考えていただいて、資料に書かれている材料やさらに知りたいことがあれば、それこそ質問していただければと思います。

平沢会長 いずれにしても、国の審議会から区の審議会に至るまで、審議会の役割というものはあくまでもチェック機関です。つまり行政の仕事について、審議会はチェックをするという機関ですから、そのような意味では、事務局が考えていることを、そのまま我々が認めるということではないのだということですよね。この後の進め方については、時間もあまりないので、事務局の負担、それから我々の考える時間などを含めてどのように進めればいいのか、事務局のほうで何か必要があれば、私や副会長にご連絡をいただいて、相談をしながら進めましょう。

今、いろいろなやり取りをしましたがけれども、皆様方への、先程の持ち帰っていただいて云々という話は棚上げをしていただいて、宿題が明確になったところで委員方にご連絡を取って、このようなことをチェックしてくださいと依頼をする形で進めましょう。最終的には3月までには全部仕上げるという形でね。

それですと少し安心をいたします。そういうことですから、どうかよろしく願いたい

します。

では、こちらについて、委員方におかれまして、この点だけは確認をしたいということ
はありますか。大丈夫でしょうか。

皆川副会長 大丈夫です。

平沢会長 それでは、本日はこれで一番大事なポイントは全部終了いたしました。

その他に事務局で何かございますか。

事務局（人権・男女共同参画課長） 今後の「はばたきプラン21」推進会議のスケジュールでございますが、次回12月頃を予定しております。また、先ほど会長もおっしゃっていただきました、評価に向けてどのようにしていけばいいのか、何をもって評価していけばいいのかというところも合わせまして、委員の皆様には改めてご連絡をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

平沢会長 ありがとうございます。

それでは、委員方で今日の本題以外で、ご意見あるいはご質問はございますか。

（なし）

平沢会長 よろしいでしょうか。また何かあれば、どうぞ事務局のほうに直接いろいろおっしゃってください。

では、事務局のほうでほかに何かお伝えすることはありますか。

事務局（男女平等推進プラザ長） 今、会場にいらっしゃっている委員の皆様の机の上には、こちらで作成している広報誌の最新号と、直近で行われる男性向け講座のチラシを入れさせていただいております。オンラインでご参加の皆様には後日、今回の会議資料とともに書面のものを送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

平沢会長 それでは、以上で終わりになります。お疲れさまでした。ありがとうございました。

（午後3時33分 閉会）